

平成31年度予算編成要綱

第1 基本的視点

「歳入に見合った歳出」の実現を目指すとともに、限りある財源を効率的かつ効果的に施策に反映し、市民が安全安心に暮らせるまちづくりを推進するため、次の視点に立って予算編成に取り組むこととする。

- 1 財政健全化推進プラン及び昨年度来行ってきた事務事業等の見直し結果については、その内容を確実に予算に反映すること。また、義務的経費及び準義務的経費であっても、決算額の推移や今年度の執行状況等を十分に勘案するとともに、前例や慣例にとらわれることなく、対象・手法等の見直しの可能性について検討を加え、真に必要な経費を要求すること。
- 2 一般財源の大幅な減少という危機的な状況を踏まえ、見込まれる歳入を歳出が超過する場合には、各事務事業の優先順位を考慮し、事業実施について厳しく判断せざるを得ないことに留意すること。
- 3 当該年度に事業費として予算計上される経費のみならず、人件費を含めたトータルコスト及び後年度の負担についても十分に把握し、徹底したコスト意識をもって積算にあたること。
- 4 予算要求にあたっては、庁内の横断的な連携・協力を図るとともに、本庁と行政センターの所管課同士の十分な協議を図ること。
- 5 財政健全化法により、市の財政が一体的に判断されることから、各会計においては、収入の確保と徹底した経費の削減を図り、経営の健全化に最大限の努力を払うこと。

第2 重点的事項

1 健全で安定した財政運営の確保

健全で安定した財政運営の確保のため、また、いま投資すべき事業に限られた財源を投入するためには、「歳入に見合った歳出」の実現が決して先送りできない課題であることに鑑み、昨年度来行ってきた事務事業の見直しと併せ、今年度行っている「予算の総点検」に基づく取り組みの結果についても確実に予算に反映させることとする。

特に、施設管理経費については、見直しの効果が後年次まで続くものであることから、指定管理施設も含め、積極的な見直しを図ることとする。

2 希望あふれるみらいへつながるまちづくりの推進

人口減少社会に対処する「鉏路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「鉏路市まちづくり基本構想」を十分に踏まえ、目指すべきまちづくりの実現へ向け、次の観点に留意して取り組むこととする。

- (1) これまでの取り組みを点検・評価の上で、成果を重視したものとする。
- (2) 施策の実施にあたっては、計画的な視点を持ち事業化を検討すること。

- (3) 実施すべき事業の優先順位を明確にした上で、予算の重点化を図ること。
 - (4) 事業の目的、効果をしっかりと検証し、施策面でも予算面でも、最大の効果が得られるように努めること。
 - (5) 新規事業の構築にあたっては、成果目標と事業期間（原則として3年以内）を設定すること。
- 3 建設工事等の早期発注及び発注の平準化（ゼロ市債）
- 建設業者等の経営環境の健全化、労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などに資するため、ゼロ市債による早期発注及び発注の平準化に取り組むこととする。

第3 歳入に関する事項

1 市 税

今後の経済情勢及び制度改正の動向等に十分留意しつつ、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、より一層の収納率向上を図ること。

2 国・道支出金

国及び道の重点施策や制度改正の動向を見極め、国費・道費の積極的な導入に努めること。また、既存の補助事業にあっても、補助対象及び補助率について十分に確認し、安易に一般財源による持ち出しを増やすことのないように留意すること。併せて、既存の市単独施策についても、補助制度の活用について検討すること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の公平、公正の観点から、利用者が経費の一部を適正に負担すべきと判断されるものについては、これまでの慣例にとらわれず見直しを図ること。

4 市 債

公債費の軽減を図るため、投資的経費に係る市債の発行については、財政健全化推進プランにおける「投資的経費（普通建設事業費）に係る公債費発行上限目標の設定について」を基本とし、引き続き抑制に留意することとする。

また、要求にあたっては、有利な起債の積極的な活用に努めること。

5 その他

釧路市広告事業実施要綱に基づき、市の資産を媒体とする広告事業の拡大など、新たな財源確保に努めること。

また、市税をはじめ使用料や負担金等の未収金に関しては「釧路市債権管理条例」に基づき、より適正な管理に努めること。

第4 歳出に関する事項

1 経常費

「歳入に見合った歳出」の実現のため、経常費については、前年度予算額から削減することとし、別に示す上限を超えて要求することはできないので、要

求額の積算にあたっては、課単位での検討に止まらず、各部内での調整を十分に行い、確実に遵守すること。

2 臨時費

「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「釧路市まちづくり基本構想」の推進を図ることを念頭に、中期実施計画及び政策予算のヒアリング結果を踏まえ、事業の効果が最大限発揮されるよう、費用対効果、後年度の財政負担、緊急性などを十分に検討し要求すること。

制度の改廃や事務事業の見直しの中で、休止や廃止となる事業についても、ゼロ要求として臨時費で要求すること。

平成31年度予算編成においては、臨時費を「政策的臨時費」と「経常的臨時費」に区分する。

【臨時費の区分（政策的臨時費・経常的臨時費）】

区分		内容	所管	見積書等の提出先
臨時費	政策的臨時費	平成31年度政策予算事業等	都市経営課	都市経営課
	経常的臨時費	上記以外の臨時費	財政課	

3 その他

- (1) 補助金を要求するにあたっては、補助の目的や効果について精査した上で、補助対象となる経費を明確にし、補助率は原則として2分の1以内とすること。また、運営費補助金の事業補助金化を図るほか、終期の設定を念頭に置き、要求すること。なお、周年事業に対する補助金については、原則、50周年及び100周年を対象とするので留意すること。
- (2) 各種協会等の会費を負担金として要求するにあたっては費用対効果について十分に検討し、加入による効果があると認められるものに限り要求すること。
- (3) 公共施設等の維持補修にあつては、平成31年度中に真に必要とされる補修であるかを十分に検討した上で要求することとし、市有財産対策室の「市有施設修繕意向調査」における優先順位判定の結果、予算要求に至らなかった施設については、特に事情がある場合を除き要求を控えること。
- (4) 来年10月1日より消費税率が引き上げとなることから、別途示す「平成31年度予算見積書の提出について」等に基づき、適切に対処すること。
- (5) 各部局は、契約管理課より別途通知する「ゼロ市債事業対象工事調査（要求分）について」に基づき、ゼロ市債の対象となり得る事業を選定の上、予算要求すること。
- (6) 各種会議・交流会等に係る食糧費については、「食糧費等の執行方針につ

いて（平成１７年１０月１１日庁達第１号）」及び「食糧費等の取扱いについて（平成１７年１０月１１日総務部長企画財政部長通知）」に基づき、公費負担が可能なものについて要求すること。なお、公費負担は同一会議等に各部１名とし、市長代理として出席する場合は、市長交際費から支出することとなるので留意すること。

第５ 特別会計・企業会計に関する事項

財政健全化法を強く意識し、経営の健全化に最大限の努力を図ること。

１ 特別会計

特別会計については、独立性を十分認識し、事業運営の一層の効率化による支出の抑制と収入の確保に知恵を絞り、収支改善に尽力し、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう、予算見積りを行うこと。

２ 企業会計

企業会計においては、長期的な資金計画等を策定し、収入の確保、事業の重点化と良質な資金の活用などによる財務体質の強化と計画的かつ効率的な事業運営に努め、確実に経営健全化を図ること。

第６ その他の事項

１ 年間総合予算

国の予算編成及び地方財政計画が明らかでないことから、制度改正の見通しが確実なものを除き、現行の制度が継続するものとして事業費や財源を見積もり、年間総合予算として編成する。

２ 予算編成事務

予算編成に関する具体的な事項、要求基準については、別途通知する「平成３１年度予算見積書の提出について」によることとする。

３ その他

地方財政対策や各種制度改正の動向などによっては、予算編成作業の大幅見直しも予測されるので留意すること。

【今後の予算編成スケジュール】

- | | | |
|---|---------------------|-----------|
| １ | 予算編成方針示達（庁議） | １０月２９日（月） |
| ２ | 財政状況・公有資産マネジメント研修会 | １１月 １日（木） |
| ３ | 予算要求期限 | |
| | 経常費・臨時費（各特別会計を含む） | １１月３０日（金） |
| ４ | ヒアリング | |
| | 経常費・経常的臨時費（事務ヒアリング） | １２月上旬～ |
| | 政策的臨時費（市長ヒアリング） | １２月中旬～ |